

◎藤木卓一郎君（拍手）登壇＝それでは、本日四番目の登壇ということになります。問いは五つあります。そのうちの一つ、九州新幹線西九州ルートにつきましては、猪村利恵子議員が早朝、私と同趣旨の質問をされておりましたし、先ほどの武藤議員におかれましては、土地利用型農業の今後の展開等、私と本当に同趣旨の発言、質問をされておりました。角度を違えてなんていうことを言うことはできません、思いもあります。全く重複する質問になるかも分かりませんが、御拝聴賜りたいと思います。

それでは、九州新幹線西九州ルートについて質問をさせていただきます。

ちょうど一月ほど前、ちょうど今時分だと思いますね、去る五月十九日、自由民主党の佐賀県連大会において、与党検討委員会の委員長である自由民主党の森山総務会長は、新幹線は全国から要望を受けていて、西九州ルートが後れを取ってはならない。現在も四国や北海道で活発な動きがあって、東九州新幹線でもルートの検討が始まっているとして、そうした中で新鳥栖－武雄温泉間をフル規格で整備する際の課題として、我々が不安に感じておりますルートの問題、佐賀県の財政負担の軽減の問題、在来線の利便性維持の三点を掲げられ、党としてリードできることはリードし、よそのルートにということでしょうか、遅れることなく対応したいと明確に述べられました。

また、与党検討委員会のさきの委員長である山本幸三氏からも、新幹線の効果を最大限に地域振興につなげるためには、駅周辺の開発など、インフラ整備に努めたいとの文言があり、この方針を正式に引き継ぐとされた森山裕と党検討委員会委員長のこれらの発言は極めて重い。この問題をどうにか打開したいという強い意志を伝えられています。

くしくもきょう、恐らくもう終了したんだと思うんですけども、十三時から西九州ルートに関する与党検討委員会を開始され、今、恐らくぶら下がり会見の真っただ中なんだろうというふうに思います。

この与党検討委員会、十三時から始まったこの委員会の内容についても、当議会における猪村利恵子議員の質疑に対する知事の答弁は大きな影響を与えていると思うし、そのぶら下がり会見の後を受けた私の同趣旨の質問についても、質問に対する答弁についても、やはり与党検討委員会、国土交通省に対し、この問題に対する構えとして大きな影響を与えることは間違いがないことかと思っています。

そういう意味において、この問題をどうにか打開したいという強い意志を述べられている与党検討委員会の森山先生の強い意志、それらを踏まえて以下の点についてお伺いします。

一つは、新たな合意ということについてです。

山口知事は、長崎県とJR九州の地元三者トップによる意見交換において、新たな合意をつくるのは難しいという認識を示されました。

知事が考える佐賀県としての理想の合意点、難しいかもしれない。しかし、難しさのその先にある三者合意、知事が理想とする三者の合意点、これはどのようなものなのかということ、またその実現に向けての見通しというものについて、その見解を伺いたいと思います。

国を入れた四者協議についてですが、山口知事はこの問題について、国がフリーゲージトレインを断念した経緯から、佐賀県から打開する立場にないと発言されています。本来、新幹線は地元からの申請主義という立場を取っていますので、本区間においてのみは、私も国に、この問題を主体的に打開する責任があると思います。断念したのは国だからであります。再開するその責任について、この事態を打開する責任というのは、基本的に国にあると言われれば、まさしくそうだと思います。

しかし、与党検討委員会の森山委員長をはじめとして政府・与党は、現在の事態の解決を図りたいという強い姿勢を示されています。いろんな立場でこの問題に言及されて、四国新幹線、東九州新幹線、様々な運動の過程の中で、この長崎新幹線西九州ルート、この問題の解決に向けて尽力をしたい、打開をしていく決意と用意がある旨の発言があっております。

知事は、そうした森山委員長の思いに応じて、国も含めた四者協議に応じて、打開をしたいという、その国の思いに応じて、森山委員長の思いに応じて、国も含めた四者協議に応じて、その場で国の考えや思いに耳を傾けて、また本県県民の不安なり、不満なり、希望なりをしかと伝えるべきかと思いますが、知事の見解を改めてお伺いいたします。

県立大学についてであります。

令和五年十一月議会において、県立大学「具体化プログラム」を推進するための予算提案について、県議会は再議を通して予算案の可決をしたものの、大学設置を包括的に承認するものではないとし、知事に対し再議という異例の事態に至った経緯について強く反省を促し、幅広く議論を行うことを求めました。

私個人としても、県立大学については、今、具体化プログラムの過程において様々な現象面が目を通っています。いろんな評価もあるだろうし、残念なところだってある、聞きたいこともいろいろある。そういった現象面が今ずっと目の前を通っているわけですけども、ほかの予算や事業を差し置いても県立の大学の設置が必要だという必要性の議論、それが今後ではなく今でなければならぬという緊急性の議論に説得力があるとは現段階では今なおまだ思っておりません。

正当な理由をもって熱心に県立大学の設置が必要だと訴える県民の皆さんにもほとんど出会っていませんし、もしおられれば、既にお会いして意見を拝聴しているということになっているはずであります。

そういう意味では、今後二百億円とも言われる莫大な予算の確保や、最低でも五十年以上にわたって数十万円規模で、先細るのであることが目に見える県民の血税の負担、制度的に未来を拘束することになるこの施設設置に対し、議会をはじめ、県民の皆さんが大変不安に思うのは至極当然であります。

あったらいいな、あっていいと思います、うちの市町に来るなら賛成ですとかではなくて、どうしても欲しい、本県にとっては是非でも必要だという県民サイドからの切実な強い要請や、投資した金額が必ず生きるという確信が持てれば別ですが、県当局の意見ばかりが先行していて、今なおその施策を現在の県民が本当に歓迎してくれるのかどうか、歓迎してくれているのかどうか、くれるのかどうかという県民の熱度というべき点の立証も不十分だと僕は思います。やはり五千億円を超える予算規模、また三千五百人以上から成る県庁組織、この組織の頂点に立つ県知事という役職はまさに権力です。職務柄、私及び会派はその権力に対しイエスともノーとも言うべき権利を保持していますが、全県下的に簡単に知事の施策にノーとなかなか言えるものではありません。

ですから、県民の皆様の何となくイエスの中にある真意に思いをはせなければとより強く思うということです。そういう意味でも、私も議会は、最終的にはいかなる判断になるにせよ、その判断の確証を求めて、より慎重な議論を重ねる必要性を痛感いたしております。

今後、この県立大学の設置及びその議論をどのように進めていくのか、改めて質問させていただきます。

県立大学の開校時期についてですが、何度もお伺いされている問題です。改めて私も問うてみたい。本県県立大学の開校をいつ予定しているのか、改めて政策部長にお伺いします。

過去の予算の承認における再議についてであります。

過去の重要案件の議会承認について、自衛隊の佐賀空港配備や玄海原子力発電所の再稼働の際には、県議会の賛成の決議を経て、それを受けて知事は決断されております。SAGAアリーナの建設費増嵩については、補正予算の承認をもって議会の了解を得た形となりました。

県立大学の設置につきましては、昨年度から特別委員会も設置されており、今年は私も委員長を務めさせていただいております。当然のことながら、どちらかに議論をリードするなんてことは当然なくて、公平公正に調査した上で、委員会としても議会の皆さんや県民の皆さんにその情報を提供できればと考えています。

改めて申し上げますが、巨額の投資を行う県立大学の施策については、事業を実施するかどうかを決めるまでは慎重に審議を重ねるべきだと思います。その慎重審議の結果、予算が承認されれば、それは建設に向けて新しいステージの議論になります。仮に提案された予算が否決された場合、過去の反省なく、いま一度再議に及べば、その結論がどちらになるかを問わず、県議会はもとより、県民に対し大きな分断とダメージを招くことになる大変な危惧をいたしております。

山口知事は議会に対し包括的な承認は求めないと答弁されておりますが、開校の日程に目標がある以上、近い将来、大きな判断が求められます。今、有事ではなく平時であります。この平時において、この再議なる制度について、県立大学の設置を踏まえて、改めて知事の見解をお伺いしておきたいと思っております。

三番目、土地利用型農業の今後の展開についてであります。

全く武藤議員の質疑と変わらぬ内容になっているわけですが、私の思い等もあって、改めて問わせていただきますが、大変大きな問題だと私は思っています。

土地利用型農業の今後の展開について、山口知事は、「佐賀牛」をはじめとする畜産業の振興については言うまでもなく、園芸農業においては、県で育成した「いちごさん」や「にじゅうまる」などのブランド化、環境制御技術の普及による園芸作物の収量の向上などをはじめ、「さが園芸888運動」で成果を上げてこられました。

また、林業において、新品種「サガンスギ」の開発の成功は、佐賀県はもとより日本の林業の未来を変えるほどの素晴らしい価値があると私は大いに期待をいたしております。

しかしながら、農業の中でも基盤的作物である米、麦、大豆などの土地利用型農業の状況を見てみると、全く景色が変わってまいります。地球規模の気候変動によって、米では高温障害や稲の害虫のトビイロウンカの被害、麦や大豆では大雨による湿害や病害の影響で収量が激減することが多くなっております。今年の麦も天候の不順で成長が抑制され、赤カビ病の発生等によって収量、品質ともに悪く、県内の麦作農家は本当に意気消沈しております。

さらに続いて言えば、平成三十年からの米政策の見直しにより需要に応じた生産販売を進めていくということでしたが、一向に販売価格は上がっておらず、二〇一九年、今から六年前ですか、五年前、二〇一九年を最後に一万五千元を割り込み続けています。米の直接支払交付金も廃止されましたし、麦や大豆においても頼みにしておいた畑作物の直接支払交付金、よく言うゲタ対策というやつですけど、この交付単価の改定によって令和五年産から交付額が減少するなど、米、麦、大豆から得られる所得は本当に減少し続けております。これでは土地利用型農業の後継者は育ちません。今まさに踏ん張っている中規模程度の農家を中心に、次々と廃業していく状態にあります。

先ほど数字でお示しいただいておりますけれども、本県の基幹的農業従事者数が、農林業センサスですけれども、平成十二年度の三万六千八百三十九人から、平成二十二年度には二万七千六百四十八人、令和二年度には一万九千十五人と、十年ごとに三割ずつ、三〇%ずつ、三三%ずつというか、減少しています。このまま行けば、次の十年後となる令和十二年には一万三千人程度となるのではないかと予想されます。もちろん中には施設園芸や畜産中心の農家も含まれますし、果樹農家も含まれております。

現在、本県には、米、大豆合わせて約三万ヘクタールの農地、耕作地があるのですが、想定のとおり状況が続くと、令和十二年度の担い手一万三千人の農業者だけでかろうじて今の佐賀平野の原形をとどめることはできたとしても、今から十年後の令和十六年には恐らく農地の管理は疑いなく行き届くことがないと、そういう時代がもう目の前だと。耕作放棄地が増え、その農地は原野化し、セイタカアワダチソウの原野となるでしょうし、佐賀ならではの景観や農業を中心とした農村の文化が明確に失われる日もそう遠くない未来に違いありません。そうなれば、林業や果樹生産の衰退とともに、山間地や中山間地が荒れて、人が住まなくなりました。その結果、さらに荒廃が進んだ、同じ経過を佐賀平野の農村の集落もたどっていきと懸念されます。

これ以上は長く話せませんので、質問に移りますが、土地利用型農業の未来について知事に語っていただきたいんです。

米、麦、大豆の生産に関しては将来の展望が全く見えません。土地利用型農業の後継者が育っていない状況にあります。各農家が我が家の農業をどう守っていくのか、ひいては我が家の農業は集落の未来をどう担っていくのか、県議として、全体を俯瞰してこの佐賀平野をどのようにして守っていくのか。自らも農業に携わる者の視点として、国であれ、県であれ、何か抜本的な対策を打つにしても、もはやぎりぎりのところに追い込まれている気がしてなりません。

かつては「佐賀段階」、そしてかつては「新佐賀段階」、そしてかつては県営クリーク防災事業、園芸については「さが園芸888運動」、いろんなメッセージ性の中で佐賀県の農業を構築したこの佐賀県であります。今本当にピンチになって、もうこれ以上後ろには下がれないところまで追い込まれている土地利用型農業の未来、土地利用型農業を担う多くの農業者たちに対して、私は知事から大きなメッセージをいただきたいというふうに思うんです。その御所見をお伺いしたいと思います。

土地利用型農業復活の対応についてであります。

米、麦、大豆生産の復活には、徹底した省力化と担い手の育成が不可欠であります。具体的には、武藤議員もお話しいただい

ておりましたけれども、省力化において、ドローンや自動運転、直進アシストを有する農業機械などのスマート農業の導入であるとか、担い手の育成においては、二十ヘクタール以上の圃場を有する、二十ヘクタール以上なのか、三十ヘクタール以上なのか、そこは詳細には分かりませんが、三万ヘクタールを一人ひとりで完璧な形でこの景観を維持しようというんだから、どれが正解なのか私には分かりませんが、例えば、二十ヘクタール以上の圃場を有する責任ある中核農業者を育成する、そして、これを支える中小規模の農家、この人たちの存在が、兼業農家が至って大切なのであります。この小規模農地を利用する兼業農家の育成、農地の大区画化等、様々な施策が必要と考えますが、どのように対応していくおつもりなのか、農林水産部長にその御所見をお伺いしたいと思います。

四番目も五番目も両方とも福祉の世界ですが、規模こそ小さいとはいえ、大変深刻な問題でもございます。一般質問で取り上げさせていただくことにいたしました。

昨年の同時期に質問したんですかね、強度行動障害についてであります。

自分の体を傷つける、他人をたたく、物を壊す、長時間動き回る、食べられないものを口に入れるなどの強度行動障害と呼ばれる状態は、重度の知的障害と自閉スペクトラム症などの発達特性を併せ持つ方に多く現れると言われております。

言葉が通じない、暴れ回っていらっしゃる、これは本人の健康や本人及び周囲の人の暮らしに多大な影響を及ぼす行動が高い頻度で起こるために、社会的に特別な配慮や支援が継続的に必要な方々がいます。

僕も体験的に強度行動障害状態にある子供と親御さんたちと一時間半にわたって意見交換をするという機会に恵まれました。その間、その子供はずっと自分の頭をたたき続けます。もちろんヘッドギアをつけているので、脳に損傷があるということではないのかもしれない。だけど、ずっと頭をたたき続けています。言葉は分かりませんので、何と言ってもどうしようもありません。そのような状態にある人たちが佐賀県には幾らもいるという現実であります。

私はたまさかそういうような機会を得て、自ら進んでその道に入って、いろんな方たちと体験的に理解することも多くあるんですけども、そういった御家庭は毎日毎日毎日毎日その症状との格闘で、社会に救済を求めること自体ができない。行政的にも潜在化されて、本当に疲れ果てた人々であります。顕在化しないんですね、社会化しないんだから、ずっとうちの中で、施設の中での格闘ですから、文字化されないし、言葉にならない。だから、私たちは、社会側がその救済の必要性を認識することができない。

繰り返しになりますが、こうした対応が極めて難しい行動を示す人々の家族や支援者の精神的、身体的負担ははるかに受忍の限度を超えるものと推察されるがゆえに、本県としても福祉や教育、医療など関係機関による支援体制のしっかりとした構築を図ることは、僕は目下の障害福祉行政上の最優先の課題と言っても過言ではないと考えています。

そうした中、日本が誇る精神科医療の拠点施設である肥前精神医療センターの統括診療部長である會田千重医師をキャップに、県が昨年度から実施している強度行動障害支援者フォローアップ研修、アドバイザー派遣事業は、福祉、教育、医療の関係者が連携した他県に類例を見ないすばらしい取組だと高い評価をいただいております、さらなる拡充が期待されているところでございます。ようやく社会化してまいりました。

その一方で、強度行動障害が起こる方々の中でも特に厳しい状態にある障害者を受け入れる施設の数をみると、受け入れる技術を持つ職員の数も極めて少ないこともあり、施設を利用できただけでもありがたくて、どの施設が適しているかなどと選択するという自体、極めて厳しい状況にあります。

強度行動障害の状態が起こる方々やその家族への支援の拡充に当たっては、三点あると思っています。一つは、そうした方々の正確な人数や生活実態を把握するということです。何人いるんですかという話、どんな状態なんですかということです。二つ目は、そうした方々に適切な支援ができる人材を必要分育成し、供給するということです。三つ目は、そうした方々を受け入れる施設を選択可能な数に増やしていくことだと思います。これらを計画的に取り組んでいくことこそが、本県の障害福祉行政のあるべき姿だと考えた上で、次の点について伺います。

一つは、強度行動障害支援者フォローアップ研修の拡充についてであります。

強度行動障害支援者フォローアップ研修、アドバイザー派遣に関する経費は、令和五年度予算額二百七十九万九千円に対して令和六年度予算額三百一十一万一千円と今年度は二十一万二千円の増でした。

福祉、教育、医療の関係者が一堂に会して取り組むこのフォローアップ研修は、他分野との認識の違いなどの理解を深めたり、足らざる理解を埋め合わせたり、連携強化にもつながる貴重な機会です。しかしながら、研修の講師やアドバイザーを務める施設職員においては、もともと施設内におけるマンパワーが不足しているんですから、派遣元施設での業務への影響等も大変苦慮しながら対応されているケースが目立っています。もともとマンパワーが足りないんだから、講師として行けば、その分の穴を誰かが埋めなければならない、大変な状況なのに。学びに行きたいし、学びに行った場合は、学んだ側の施設もマンパワーが足りないんだから、誰かがこれを埋め合わせなければならない。みんな大変苦労しながら、後ろ髪を引かれるような思いで、影響等にも大変苦慮しながら対応されているケースが目立っています。

業界全体のスキルアップにはぜひ貢献したい、職員にはその技術をぜひ身につけさせたい。けれども、施設内の慢性的な人手不足で職場を離れさせられない施設側のジレンマがそこにあるわけでございます。それでも、この研修は断固として立派に実施され続けています。しかしながら、県政を俯瞰する立場の私から見て、これでは派遣施設の善意に頼り過ぎていると言わざるを得ません。マンパワーがその折に不足することは致し方ないとしても、派遣料も少額でございますし、事業の意義や効果、目的に照らしても予算規模が小さ過ぎる。二百八十万円が三百一十万円ですから、せめてこの講師派遣料くらいはしっかりとした配慮をするべきかと思えます。

改めて、フォローアップ研修のさらなる拡充に向け、どのように取り組んでいくのか、健康福祉部長にお伺いします。

強度行動障害の状態が起こる方や、その家族への支援の拡充についてであります。

支援の拡充を図っていくためには、そもそも本県における強度行動障害の状態が起こる方の数や生活実態を正確に把握した上で、必要な支援人材の育成、供給、受け入れ可能な施設の増を計画的に進めていく必要があると考えますが、その点についても、改めて健康福祉部長にお伺いいたします。

最後になります。県立特別支援学校における医療的ケアについてであります。

過去、特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒のケアというのは、経管栄養、胃ろうというんですかね、経管から食料というか、流動食を供給するという、詰まったんの吸引、酸素療法とか気管切開の管理、人工呼吸器の管理など多岐にわたるものの、重度から軽度に至る様々な障害を持つその保護者さんたちは、かつての話ですけれども、いつ呼ばれるかわからないそのケアのために、小学部に入塾して高等部を卒業するまでの九年間、一日中、校舎に備え付けてある玄関側のパイプ椅子に座って、暑い夏も寒い冬も待機を強いられ続けるという、そんな時代が長くありました。

そこで、二十年ほど前、佐賀県と佐賀県議会は受忍の限度を超えるこれらの状態にある本県民民のありように深く憂慮し、何とかこれを救済しようと医療的ケアに対応できる看護師を配置する制度をつくって、全国に先駆けてこれを実施し、事態の解決が図られました。そして、これが全国に広がったことにより、本県だけではなく、この問題に関わる多くの国民の救済につながったことは知る人ぞ知る事実であり、本県障害福祉教育の金字塔であると思っております。

またそれから、当時は金立養護学校と申しておりましたが、このことを契機に養護学校の垣根を越えた保護者たちの連帯とその真摯な主張は、本県の障害福祉行政にとどまらず、国の障害福祉行政にも多大な影響をもたらすことになり、その恩恵は長きにわたって全国に広く深く浸透していると言っても過言ではありません。その原点が養護学校の看護師による医療的ケアの実施ということにあるわけでございます。

そこで、あれから二十年の月日がたって、改めて佐賀県医療的ケア児者家族会が、県内特別支援学校における医療的ケアに関する実態調査を実施しましたところ、驚くべき調査結果が出てまいりました。その報告書を頂きました。法的にも条例上も定数というものはないんですけれども、私どもが必要と認めた員数である十六人に対して、長期にわたって看護師の欠員を補充できず、現在は十一人体制で実施しているということでもあります。正規運用数に対して三二%も減じれば、同制度に大きな影響を与えるのは必至であります。

当然のこととして、学校側からの保護者ケアの要請に対し、そのことが原因で児童側が学校を休むということも常態化しており、看護師が医療的ケアを行う日と決まっても、学校側からの付き添いの依頼を受けた保護者は半数以上にも上るという実態がそこにあります。現在では、保護者の負担ありき、保護者ケア前提の医療的ケアになっているという報告でございました。

このことは全くもってゆゆしき事態なので、教育長から我々に対し詳細な報告は与えられるべきところでございます。その責任の所在を明らかにした上で制度の趣旨を考えれば、何よりも可及的速やかに看護師不足を解消し、医療的ケアサービスの従前たる実施、そして、保護者ケアを前提にせずとも児童が登校できる環境の確保がなされなければなりません。看護師へのケア移行完了に長大な時間がかかっているということも、保護者の負担が増しているという大きな要因であるということも言い添えて、保護者ケアがあって医療的ケアがある。看護師さんにどうぞと言ったら、分かりましたと言って、じゃすぐに移行するかと、そんな簡単な話ではない。しかし、だからといって、二カ月も三カ月も半年もかけていい話でもない。

看護師へのケア移行完了に長大な時間がかかっていることも保護者の負担が増しているという大きな要因であるということも改めて言い添えて、県立特別支援学校における医療的ケアサービスの復元のために看護師不足を速やかに解消すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、五問でございます。簡潔な答弁のほどよろしくお伺いいたしまして、一回目の質問を終わります。（拍手）

○藤木卓一郎君 登壇＝それでは、二、三、再質問をさせていただきますが、九州新幹線西九州ルートについてということでございます。

私はこの席を通じて、この議会議場から知事に対し、長崎県の知事、またはJR九州の社長とふだん使いで会うのではなく、新幹線のことをテーマにお会いになって協議されてみたらいかかということのを再三にわたって質問しておりましたけれども、なかなかそれが実現はされませんでした。しかし、今回ようやく三者会談と言われるものが新幹線を通じて実施されたことを大変うれしく、ありがたく思っています。

しかし、その三者会談をする目的ということでもあります。合意は得られなかったということなんでしょうけれども、どのような合意を目指して三者は会談されたのか、知事側のその構え、理想とは何かというようなことについてお伺いしたのですが、その問いに対する答えが得られませんでしたので、その点について改めてお伺いしたいと思います。

与党検討委員会の森山委員長さんの話をさせていただいておりましたけれども、幅広の協議は、国土交通省鉄道局を中心とした世界と佐賀県地域交流部の部長以下職員さんたちとの幅広い議論の場であります。しかし、実際その新幹線整備ということについてののみ言えば、河川の改修、道路の建設等と違って、事、新幹線に関して言えば、国土交通省が完全にグリップしている事業ではないということは皆さん御承知のほうでありまして、政治家として与党検討委員会の皆さんたちの意向を受けて、鉄道局が地域交流部と幅広の議論を行っている。だから、そういう意味からすると、鉄道局には判断の幅があまりに小さいだろうというふうに私は思っています。

そういう中であって、その本丸たる与党検討委員会の委員長自身がこの問題の事態に向けて解決を図っていききたい、そのテーマ設定もされています。知事が言う千四百億円という数字が、具体的には正確にどうかわかりませんが、その財政負担の軽減について、ルートについても新佐賀駅の設置等について言及される議会も長くありましたけれども、そういったルートの問題についても、そして、知事がよくお話しされている今の鉄道環境、在来線の利便性はよいと、そのよいという利便性を壊す可能性があるという意味においては、在来線の利便性の確保等について、こういうテーマ設定の上で四者協議を呼びかけられているという状況の中で、事態の解決を図ろうとする与党・政府というべきですか、これに対して、今、知事がお話をされていることそのものをぶつけてみたらどうだろうか。

県民自体もそうでしょうし、県民を代表する我々もそうですが、一回の協議で何か動く、何か解決するということを期待しているわけではありません。長崎県の知事と新幹線のことについて、JR九州と新幹線のことについて、三者で何かしらの合意を求めて会った事実そのものが大変意義のあること、価値のあることだと、その継続の過程で何かしら得られる。

しかし、そういう人々の中で、これは改めて四者で話し合ってみたら、さらなる創意、さらなる工夫、さらなる知恵が事態解決への道筋かもというテーマ、これに応じて四者協議について言及されているということであれば、県民を代表してきちんとその所信を表明するという意味においても、一度会合に出られてみたらいかかということについて、その必要性について改めて質問

します。

先ほど私が質問している過程、一時から与党検討委員会が開始され、十四時には終了した由、速報も入っていました。個別具体的にその検討委員会において、佐賀県、長崎県に対し、そして、佐賀市も踏まえてということでしょうか、沿線自治体にもこのことについてどう考えますかというヒアリングを行う由、速報で入っていました。これに対して佐賀県はどのような姿勢で応えられるのかということについて、改めてお伺いしたいと思います。

この点について最後なのですが、僕らが心配していることは、何ていうのかな、こうもこの答弁をずっと繰り返されているということなんですけれども、聞く耳というか、話し合ってみる、聞いてみるという信頼の基盤となっている国とのコミュニケーション、国交省の幅広い協議ということは、もちろんそれはそうです、知事のおっしゃるとおりなんです。ただ、その上にある与党検討委員会の皆さんたちが、いかがでしょうか、お話をしませんかという話があった際にこれに応えないということについて、国交省自体もそうなんですけれども、我々は政策提案等いろんなことについて、政府に対し、与党に対し、提案活動もしているし、本質は陳情です、要望です。そういったことに対して、県民全体に対してネガティブな影響があるんじゃないかなと、影響が出てくるのではないかとこの心配が根っこにはやっぱりあります。そういうことをひっくるめて、今のところの答弁に対する国への影響等について、知事はどのように評価、判断されているのかということについてお伺いしたいと思います。

もうこれで質問は最後にいたしますね。

先ほどの教育長の答弁の中で、医療的ケアに対して、金立養護は十六人に対して欠員が五人発生しているのかな、だけど、全体として三十六人だという話がありました。その核心部分は何でこうかということ、会計年度任用職員というか、正規職員ではないという形で雇用されている現状があるようでございます。職員の待遇が確固としたものがないというようなことから、結果的に入るのも、思い入れいっぱいでも入られるけれども、期待に応えられない職場環境が退職を招いているというようなこともあるかと思えます。そういう意味では、しっかり判断した上での正規職員の採用というような看護師さん自身の待遇改善に向けて、重ねて、そういう視点というか、そういう思いでもって採用活動に一生懸命になっていただきたいと、その所見をお伺いします。

最後になりますが、農業の話です。

ドローンの話、コスト削減についての話をしました。影響はもっと大きなところがありまして、県道であるとか、国道であるとか、私たちの佐賀平野にわたるクリーク網であるとか、河川であるとか、全ては農地に附属する一般道、農道及び河川等の伐採等について、それは田頭の人、直接自らが管理する田に隣接するエリアについても全部農業者がこれを管理すると。県道に至っては、本来四回の伐採に対して一回しか伐採しない。つまり、三回は自らの田の畦畔ではなく、自らの田の中にある除草ではなく、県道の除草、市道の除草、国道の除草、水路の除草等に奔走している姿、それが二十ヘクタール、三十ヘクタールなんてことになったときに、これを一般個別農家が引き受けることができるのかということから大きなコストになって営農意欲を低減させているという結果にもなっています。この問題をどうするかということもあります。これは農業土木の積算を受けている農林部長だけでは対応すること、判断することはできないこととございます。しかし、関係当局集まって.....

◎藤木卓一郎君（続）＝はい。ということで、このコスト削減に向けて、ボランティアでやっているコスト負担に対する低減策等についてもしっかりと議論して、農業者に対してメッセージを与えてやっていただきたいと心から願って、私の質問に代えます。そのことについては、答えられる方に答えていただきたいと思えます。

以上、終わります。